

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	障害児福祉手当若しくは特別障害者手当・経過的福祉手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当・経過的福祉手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

## 評価実施機関名

周南市長

## 公表日

令和6年3月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児福祉手当若しくは特別障害者手当・経過的福祉手当に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する事務及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定による経過的福祉手当の支給に関する事務。 ①特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②同法第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(障害児福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。) ③国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	障害福祉総合システム(特別児童扶養手当等)
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当等に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 情報利用の根拠 (1)番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項、番号法別表第1の47及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第38条 (2)番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び3項 2 情報提供の根拠 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第11号、番号法別表第2の26、56の2、87及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条 (2)番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項第1号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第26、56の2、87及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、44条 (情報照会) 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第67、68、69、85及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 福祉部 障害者支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 福祉部 障害者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8463)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 福祉部 障害者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8463)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月13日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項、番号法別表第1の47及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第38条 (2) 番号条例第3条(特定個人情報の利用)第1項 2 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、番号法別表第2の26、56の2、87及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項	1 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項、番号法別表第1の47及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第38条 (2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び3項 2 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号、番号法別表第2の26、56の2、87及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項	事後	
令和3年8月31日	3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	2 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号、番号法別表第2の26、56の2、87及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項	2 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第11号、番号法別表第2の26、56の2、87及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項	事前	
令和3年8月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第26、56の2、87及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、44条 (情報照会) 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第67、68、69、85及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条	(情報提供) 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第26、56の2、87及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、44条 (情報照会) 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第67、68、69、85及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条	事前	
令和6年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和5年11月30日時点	事後	
令和6年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和5年11月30日時点	事後	

